

議案第34号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成30年4月13日提出

逗子市長 平 井 竜 一

（提案理由）

平成30年度逗子市一般会計補正予算（第1号）は、緊急を要したため専決処分したので、承認を求めるため提案する。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年度逗子市一般会計補正予算（第1号）

（別紙のとおり）

平成30年4月1日

逗子市長 平 井 竜 一

平成 30 年度

逗子市一般会計補正予算（第 1 号）

逗子市

平成30年度逗子市一般会計補正予算（第1号）

平成30年度逗子市一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,028千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18,229,028千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
18	繰入金	64,707	2,028	66,735
	1 基金繰入金	64,707	2,028	66,735
	歳 入 合 計	18,227,000	2,028	18,229,028

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
9	教育費	1,387,367	2,028	1,389,395
	3 中学校費	241,180	2,028	243,208
	歳 出 合 計	18,227,000	2,028	18,229,028

平成 30 年度

逗子市一般会計補正予算(第1号)に関する説明書

逗子市

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
9 教育費	千円 1,387,367	千円 2,028	千円 1,389,395
歳 出 合 計	18,227,000	2,028	18,229,028

2 歳 入

18款 繰入金

2,028千円

1項 基金繰入金

2,028千円

目	補正前の額	補 正 額	計
4 財政調整基金繰入金	千円 0	千円 2,028	千円 2,028
計	64,707	2,028	66,735

節		説	明
区 分	金 額		
1 財政調整基金 繰入金	千円 2,028	01 財政調整基金繰入金	千円 2,028

1 8 款 繰入金

3 歳 出

9 款 教育費

2,028千円

3 項 中学校費

2,028千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 学校管理費	千円 110,530	千円 2,028	千円 112,558	千円	千円	千円	千円 2,028
計	241,180	2,028	243,208	0	0	0	2,028

節		説 明	
区 分	金 額		
14 使用料及び賃借料	千円 2,028	002 中学校管理費	千円 2,028
		02 学校施設維持管理事業	2,028
		使用料及び賃借料	2,028